

議案第154号

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名及び章名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市再生可能エネルギーの導入等による<u>脱炭素社会の実現</u>に関する条例</p> <p>目次</p> <p>[第1章・第2章 略]</p> <p>第3章 その他の温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>のための対策（第11条－第16条）</p> <p>[第4章 略]</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>脱炭素社会の実現</u>に関し、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法による温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>に関し必要な事項を定め、<u>環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ</u>、温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>を総合的</p>	<p>大阪市再生可能エネルギーの導入等による<u>低炭素社会の構築</u>に関する条例</p> <p>目次</p> <p>[第1章・第2章 同左]</p> <p>第3章 その他の温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>のための対策（第11条－第16条）</p> <p>[第4章 同左]</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>低炭素社会の構築</u>に関し、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法による温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>に関し必要な事項を定め、<u>経済の成長の確保を図りつつ</u>、温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>を総合的かつ計画的に推進することにより、</p>

かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 脱炭素社会 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策法」という。）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。

(2) 再生可能エネルギーの導入 太陽光又は太陽熱を利用して得られるエネルギー その他市規則で定めるエネルギーを得るため又は利用するために必要な設備の整備等を行い、当該エネルギーを使用することをいう。

(3) エネルギー エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。

(4) エネルギーの使用の合理化 一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために効率の向上を図ることをいう。

(5) 温室効果ガスの排出の量の削減等 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化並びに気候変動適応（気候変動適応法（平成30年法律第50号）

低炭素社会の構築を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次

項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 低炭素社会 生活様式、都市構造その他の社会経済構造の変革を進めることにより、豊かな生活及び経済の持続的な成長を実現しつつ、気候系に悪影響を及ぼさない水準において大気中の温室効果ガスの濃度が安定化された社会をいう。

(2) 再生可能エネルギーの導入 太陽光又は太陽熱を利用して得られるエネルギー その他市規則で定めるエネルギーを得るため又は利用するために必要な設備の整備等を行い、当該エネルギーを使用することをいう。

(3) エネルギーの使用の合理化 一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために効率の向上を図ることをいう。

(4) 温室効果ガスの排出の抑制等 温室効

第2条第2項に規定する気候変動適応をいう。）に関する施策をいう。

(6) 温室効果ガス 地球温暖化対策法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

(7) 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法（以下「再生可能エネルギーの導入等」という。）による温室効果ガスの排出の量の削減等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 本市は、自らの事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が行う再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

[4 略]

(事業者の責務)

果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化並びに人工排熱の抑制等のヒートアイランド現象の緩和を図るための施策をいう。

(5) ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面を被覆するものの変化等により、地域的に地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

(6) 人工排熱 人の活動に伴って発生する熱を大気中に排出し、放出し、又は漏出させることをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、低炭素社会の構築に向けて、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法（以下「再生可能エネルギーの導入等」という。）による温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 本市は、自らの事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が行う再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

[4 同左]

(事業者の責務)

第4条 事業者は、脱炭素社会の実現に向けて、その事業活動に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な措置（他の者の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第9号に規定する一般送配電事業者並びにガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者に限る。）は、本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、脱炭素社会の実現に向けて、その日常生活に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

（本市、事業者、市民及び民間団体の協働）

第6条 本市、事業者、市民及び民間団体は、脱炭素社会の実現に向け、相互に連携を図りながら協働して取組みを進めるよう努め

第4条 事業者は、低炭素社会の構築に向けて、その事業活動に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置（他の者の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第9号に規定する一般送配電事業者並びにガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者に限る。）は、本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、低炭素社会の構築に向けて、その日常生活に関し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

（本市、事業者、市民及び民間団体の協働）

第6条 本市、事業者、市民及び民間団体は、低炭素社会の構築に向け、相互に連携を図りながら協働して取組みを進めるよう努め

<p>なければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(再生可能エネルギーの導入)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 事業者は、再生可能エネルギーの導入に寄与する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(エネルギーの使用の合理化に資する製品の使用等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 事業者は、エネルギーの使用の合理化に資する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>[3 略]</p> <p>第3章 その他の温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>のための対策 (緑化の推進)</p> <p>第12条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の<u>量の削減等</u>に資するため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(廃棄物の発生の抑制等)</p> <p>第13条 事業者及び市民は、温室効果ガスの</p>	<p>なければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(再生可能エネルギーの導入)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 事業者は、再生可能エネルギーの導入に寄与する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>(エネルギーの使用の合理化に資する製品の使用等)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>2 事業者は、エネルギーの使用の合理化に資する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>[3 同左]</p> <p>第3章 その他の温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>のための対策 (緑化の推進)</p> <p>第12条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の<u>抑制等</u>に資するため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(廃棄物の発生の抑制等)</p> <p>第13条 事業者及び市民は、温室効果ガスの</p>
---	---

排出の量の削減等に資するため、廃棄物の発生
の抑制、再使用及び再生利用に努めな
ければならない。

[2 略]

(教育及び学習の推進)

第14条 事業者及び市民は、再生可能エネル
ギーの導入等による温室効果ガスの排出の
量の削減等についての関心と理解を深める
ため、これらに関する教育及び学習を自ら
進んで行うよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民が再生可能エネ
ルギーの導入等による温室効果ガスの排出
の量の削減等についての関心と理解を深め
ることができるよう、これらに関する教育
及び学習の振興並びに広報活動の充実その
他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域連携等の推進)

第15条 本市は、脱炭素社会の実現に向け、
近隣自治体と連携して、再生可能エネルギ
ーの導入等による温室効果ガスの排出の量
の削減等のために必要な措置を講ずるよう
努めるものとする。

2 本市は、脱炭素社会の実現に向けた国際
協力の推進に努めるものとする。

(中小規模事業者に対する支援)

第16条 本市は、中小規模事業者（大阪府気
候変動対策の推進に関する条例（平成17年
大阪府条例第100号）第9条第5項に規定す
る特定事業者等以外の事業者をいう。以下
同じ。）による温室効果ガスの排出の量の削
減等のための対策を推進するため、中小規

排出の抑制等に資するため、廃棄物の発生
の抑制、再使用及び再生利用に努めなけ
ればならない。

[2 同左]

(教育及び学習の推進)

第14条 事業者及び市民は、再生可能エネル
ギーの導入等による温室効果ガスの排出の
抑制等についての関心と理解を深めるた
め、これらに関する教育及び学習を自ら進
んで行うよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民が再生可能エネ
ルギーの導入等による温室効果ガスの排出
の抑制等についての関心と理解を深めるこ
とができるよう、これらに関する教育及び
学習の振興並びに広報活動の充実その他の
必要な措置を講ずるものとする。

(地域連携等の推進)

第15条 本市は、低炭素社会の構築に向け、
近隣自治体と連携して、再生可能エネルギ
ーの導入等による温室効果ガスの排出の抑
制等のために必要な措置を講ずるよう努め
るものとする。

2 本市は、低炭素社会の構築に向けた国際
協力の推進に努めるものとする。

(中小規模事業者に対する支援)

第16条 本市は、中小規模事業者（大阪府温
暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪
府条例第100号）第9条第1項に規定する特
定事業者以外の事業者をいう。以下同じ。）
による温室効果ガスの排出の抑制等のため
の対策を推進するため、中小規模事業者に

<p>模事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定（「第9条第1項」を「第9条第5項」に改める部分及び「特定事業者」を「特定事業者等」に改める部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。